

小竹町農業委員会第9回総会議事録

1 開催日時 令和3年3月10日 午後4時00分から

2 開催場所 小竹町役場 1階 103・104会議室

3 出席委員（7人）

会長	1番	川村	光一
会長職務代理者	2番	田中	善範
委員	3番	山本	芳久
	4番	古森	憲
	5番	本松	雄一郎
	6番	西本	敏治
	7番	石川	壽治

4 欠員 0人

欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議案第26号 非農地証明願について

第2 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について

第3 議案第28号 下限面積（別段の面積面積）の設定について

その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 笠 靖広、書記 松尾 政利 今村 貴史

7 会議の概要

議長

小竹町農業委員会第9回総会を開会いたします。

議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

全委員

（異議無い旨を述べる。）

議長

それでは、5番本松委員・6番西本委員にお願いいたします。

会期は令和3年3月10日午後4時00分から会議終了までとします。

会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の今村貴史氏を指名いたします。

それでは審議に入ります。日程第1議案第26号「非農地証明願につい

て」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

1 ページをお願いします。議案第 26 号「非農地証明願について」令和 3 年 2 月 10 日付けで事務局に提出され受理しました。

申請人は、[] 番地

[] 氏

土地の表示は 2 筆で、大字 [] 番 地目：畑 地積：359 m²

大字 [] 番 地目：畑 地積：0.59 m²

申請理由は、当該農地を管理している所有者が農作業を引退した後は 20 年以上耕作が行われておらず、現所有者が県外に移住するにあたり、一般の方に家庭菜園用の土地として売買したく今回申請に至ったとのこと。現況は雑種地となっております。

この申請について、ご審議の程よろしくお願いたします

議長

当該土地は [] 地区ですので、現地の状況について、地区担当の本松委員に説明願います。

(本松委員、説明。)

議長

この案件について、ご質問はありませんか。

質問がないようですので、本案について、承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

全委員

(異議ない旨を述べる。)

議長

本案は賛成多数で承認されました。

次に日程第 2 議案第 27 号「農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局

4 ページをお願いします。議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」

今回、新規が 1 件 5 筆 3,462 m²、更新 1 件 2 筆 3,747 m²です。

詳細については、次のページのとおりとなっております。

出し手	[]	受け手	[]		
大字	[]	[] 番	[]	地目：畑	面積 710 m ²
大字	[]	[] 番	[]	地目：畑	面積 631 m ²
大字	[]	[] 番	[]	地目：畑	面積 613 m ²
大字	[]	[] 番	[]	地目：田	面積 749 m ²
出し手	[]	受け手	[]		
大字	[]	[] 番	[]	地目：田	面積 759 m ²
出し手	[]	受け手	[]		
大字	[]	[] 番	[]	地目：田	面積 1,928 m ²
大字	[]	[] 番	[]	地目：田	面積 1,819 m ²

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており問題はありません。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

この案件についてご質問はありませんか。質問が無いようですので、当委員会としても利用集積を推進しておりますので、本案を承認したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

全委員

(異議無い旨を述べる。)

議長

本案を承認します。

次に日程第3議案第28号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。

事務局説明をお願いします。

事務局

5ページをお願いします。議案第28号「下限面積(別段の面積面積)の設定について」毎年、農業委員の皆様にご審議いただいております、農地法第3条2項第5号に係る町内の下限面積の設定についてです。町内で農作業を営んでいくにあたり所持すべき最低限の農地面積、農作業を始めるにあたり、最初に購入または借用すべき最低限の面積がこちらになります。

今回の方針として提案させていただく面積は5ページ下の方針のとおりとなります。

理由としましては、管内の農地面積が171haと少なく、担い手等が70%近く集積しており、農地法施行規則の下限面積50aを適用した場合、新規就農者にとって経営農地の確保が厳しくなるためです。

以上の内容についてご審議の程よろしく申し上げます。

議長

本案について、ご質問はありませんか。

石川委員

下限面積が30aでも、新規の営農希望者には厳しいのでしょうかね。

西本委員

最低限の下限は定めないといけないですからね。

議長

他にご質問がないようですので、採決に入ります。

本案を承認してよいと思われる方の挙手を求めます。

各委員

(全員挙手)

議長

(挙手が多数であることを確認。)

挙手多数。よって本案を承認します。

以上で本日の議事日程はすべて終了しましたが、その他について事務局から何かありますか。

事務局長

事務局より、委員の皆様には毎月はお送りしています農業新聞についてですが年間の料金を今月の報酬から差し引かせていただきます。

また、来年度からの総会の日程予定表を作成させていただきました。概ねこの日程で総会を開かせていただきたいと思います。

田中委員

3月、6月、9月、12月の時間については、事務局長の議会出席が理由であれば、事務局長不在で開催すればいいのではないかと。町の意思を問わなければいけない議案についてであれば、事務局長に出席してもらう必要はあるだろうが。

- 西本委員 内容について、簡略な内容であればそれも良いでしょう。そのときの議案の内容如何で判断してはどうか。
- 本松委員 現事務局員は、来月の人事異動で変わる可能性もあるので、今決めるより来月以降に懸案しては如何でしょうか。
- 事務局長 現状は予定内容の案ということですので、開催時間については皆様のご意見を踏まえて、その都度検討させていただきます。
事務局からのお知らせは以上です。
- 議長 その他、ご質問はありませんか。質問が無いようですので、これで第9回総会を閉会いたします。

上記は、3月10日開催の第9回総会の顛末に相違ないことを証明するため、議長並びに署名委員が署名する。

令和3年3月10日

議長 川村 光一

署名人

5番 本松 雄一郎

6番 西本 敏治